

令和8年1月30日

特定商取引法違反の特定継続的役務提供業者に対する業務停止命令（3か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役に対する業務禁止命令（3か月）について

- 消費者庁は、体型を整え又は体重を減ずるための施術の提供及び「エンザイムフローラ」と称する商品等の販売を行う特定継続的役務提供業者である株式会社スリムビューティハウス（本店所在地：東京都港区）（以下「スリムビューティハウス」といいます。）に対し、令和8年1月29日、特定商取引法第47条第1項の規定に基づき、令和8年1月30日から令和8年4月29日までの3か月間、特定継続的役務提供に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました。
- あわせて、消費者庁は、スリムビューティハウスに対し、特定商取引法第46条第1項の規定に基づき、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講ずることなどを指示しました。
- また、消費者庁は、スリムビューティハウスの代表取締役である西坂才子（にしざか さいこ）に対し、特定商取引法第47条の2第1項の規定に基づき、令和8年1月30日から令和8年4月29日までの3か月間、前記業務停止命令により業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

1 処分対象事業者等

- (1) 名 称：株式会社スリムビューティハウス
(法人番号：4011101010800)
- (2) 本店所在地：東京都港区新橋六丁目4番9号
- (3) 代 表 者：代表取締役 西坂 才子
- (4) 設 立：昭和62年10月17日
- (5) 資 本 金：5000万円
- (6) 取 引 類 型：特定継続的役務提供
- (7) 取扱役務及び商品：痩身エステ、ダイエット食品等

2 特定商取引法の規定に違反する行為

- (1) 特定継続的役務提供契約の解除に関する事項（関連商品販売契約の解除に関する事項等を含む。）につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第44条第1項）
- (2) 特定継続的役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為（特定商取引法第46条第1項第4号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則第106条第1号）

3 消費者庁がした各行政処分の詳細は、以下の各別紙のとおりです。

- 別紙1：スリムビューティハウスに対する行政処分の概要
- 別紙2：西坂才子に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-600-0340
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あっせんを要望される場合には、以下の消費者ホットラインを御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社スリムビューティハウスに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社スリムビューティハウス（以下「スリムビューティハウス」という。）は、1月を超える期間にわたって体型を整え又は体重を減ずるための施術（1回限りで行うものを除く。以下「本件役務」という。）を提供することを約し、消費者がこれに応じて5万円を超える金銭を支払うことを約する契約を締結して本件役務を提供していたことから、このようなスリムビューティハウスが行う本件役務の提供は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第41条第1項に規定する特定継続的役務提供（以下「特定継続的役務提供」という。）に該当する。

2 処分の内容

（1）業務停止命令

スリムビューティハウスは、令和8年1月30日から令和8年4月29日までの間、特定継続的役務提供に関する業務のうち、以下のアからウまでの事項を停止すること。

- ア スリムビューティハウスが行う特定継続的役務提供に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ スリムビューティハウスが行う特定継続的役務提供に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ スリムビューティハウスが行う特定継続的役務提供に関する役務提供契約を締結すること。

（2）指示

ア スリムビューティハウスは、特定商取引法第44条第1項の規定により禁止される特定継続的役務提供契約の解除に関する事項（特定商取引法第48条第1項から第7項まで及び特定商取引法第49条第1項から第6項までの規定に関する事項を含む。以下同じ。）につき不実のことを告げる行為及び特定商取引法第46条第1項第4号の規定に基づく特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号。以下「施行規則」という。）第106条第1号に掲げる特定継続的役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為をしていました。かかる行為は、特定商取引法の規定に違反し、又は特定商取引法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、スリ

ムビューティハウスは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、法令遵守体制の整備その他の再発防止策を講じ、これをスリムビューティハウスの役員及び従業員に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

イ スリムビューティハウスは、令和6年10月1日から令和8年1月29日までの間にスリムビューティハウスとの間で、「エンザイムフローラ」と称する商品（以下「本件商品」という。）の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した全ての相手方に対し、以下の（ア）から（ウ）までの事項を、消費者庁のウェブサイト（<https://www.caa.go.jp/>）に掲載される、スリムビューティハウスに対して前記（1）の業務停止命令及び本指示をした旨を公表する資料を添付して、令和8年3月2日までに書面により通知し、同日までにその通知結果について消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法（通知したことを証明するに足りる証票及び通知書面を添付すること。）により報告すること。

なお、令和8年2月12日までに、契約の相手方に発送する予定の通知書面の記載内容及び同封書類一式をあらかじめ消費者庁長官宛てに書面又は電磁的方法により報告し承認を得ること。

（ア）前記（1）の業務停止命令の内容

（イ）本指示の内容

（ウ）スリムビューティハウスは、少なくとも令和6年10月から令和7年3月までの間に、本件役務を有償で提供する契約（以下「本件役務提供契約」という。）の締結について勧誘をするに際し、実際には、本件売買契約が特定商取引法第48条第2項に規定する関連商品販売契約（以下「関連商品販売契約」という。）に該当することから、本件役務提供契約について同条第1項の規定に基づく解除をした場合には本件売買契約について同条第2項の規定に基づく解除（以下、特定商取引法第48条第1項又は第2項の規定に基づく解除を「クーリング・オフ」という。）を、本件役務提供契約について特定商取引法第49条第1項の規定に基づく解除をした場合には本件売買契約について同条第5項の規定に基づく解除（以下、特定商取引法第49条第1項又は第5項の規定に基づく解除を「中途解約」という。）をすることができるにもかかわらず、消費者に対し、あたかも、本件売買契約はクーリング・オフ又は中途解約（以下「クーリング・オフ等」という。）をすることができないものであるかのように告げたこと。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第46条第1項及び第47条第1項

4 処分の原因となる事実

スリムビューティハウスは、以下のとおり、特定商取引法の規定に違反し、又は特定商取引法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、消費者庁は、特定継続的役務提供に係る取引の公正及び特定継続的役務提供契約を締結して特定継続的役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

- (1) 特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為（特定商取引法第44条第1項）

スリムビューティハウスは、少なくとも令和6年10月から令和7年3月までの間に、本件役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、実際には、本件売買契約が関連商品販売契約に該当することから、本件役務提供契約についてクーリング・オフ等をした場合には本件売買契約についてクーリング・オフ等をすることができるにもかかわらず、消費者に対し、あたかも、本件売買契約はクーリング・オフ等をすることができないものであるかのように告げた。

- (2) 特定継続的役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為（特定商取引法第46条第1項第4号の規定に基づく施行規則第106条第1号）

スリムビューティハウスは、少なくとも令和6年10月から令和7年3月までの間に、本件役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をした。

5 事例

【事例1】特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為、特定継続的役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為

消費者Aは、1回限りの体型を整え又は体重を減ずるための施術（以下「体験エステ」という。）を受けるため、スリムビューティハウスに申込みをしたが、スリムビューティハウスと本件役務提供契約を締結する意思はなかった。

令和6年10月下旬、スリムビューティハウスの乙は、体験エステを受けるために来店した消費者Aに対し、「当社の骨盤ダイエットは、医学的根拠に基づいて独自に開発した施術なんですよ」などと本件役務提供契約の締結について勧誘をした際、消費者Aが「仕事を辞めたばかりで、お金がないんで

す」及び「そんなに高いものを契約することはできません」と、本件役務提供契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、乙は、「月にどのくらいの収入があるんですか」、「収入が少なくても契約はできますよ」などと、引き続き、本件役務提供契約の締結について勧誘をした。

これに対し、消費者Aが「お金がないので、契約できません」と、再度、本件役務提供契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、乙は「失業手当は入るのはいつですか」、「痩せたいと思いませんか」、「このプランだったらどうですか」、「一番安いプランですよ」及び「契約できるのは、あと数日だけですよ」と、本件役務提供契約の締結について勧誘をするなど、本件役務提供契約の締結について執ように勧誘をし、消費者Aと本件役務提供契約を締結した。

乙は、消費者Aに対し、「エステを契約するためには、エンザイムを4回以上購入することが条件になります」と及び「定期購入の商品なので、当社の通販サイトから申し込んでください」と、本件売買契約の締結について勧誘をし、実際には、本件売買契約が関連商品販売契約に該当することから、本件役務提供契約についてクーリング・オフ等をした場合には本件売買契約のクーリング・オフ等をすることができるにもかかわらず、消費者Aに対し、「エンザイムのクーリングオフはできません」と及び「定期購入は通信販売なので、4回が終了するまでは解約できません」と、あたかも、本件売買契約はクーリング・オフ等をすることができないものであるかのように告げた。

消費者Aは、スリムビューティハウスの店舗において、本件役務提供契約を締結した日に、スリムビューティハウスのウェブサイト上において本件商品の申込みを行い、スリムビューティハウスと本件売買契約を締結した。

【事例2】特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為

令和6年11月下旬、スリムビューティハウスのYは、体験エステを受けるために来店した消費者Bに対し、「今日やるのは、骨盤ダイエットっていうプランの体験コースなんです」、「通常だと、このプランの契約は3か月間なんですが、プレゼントで3か月延長して、合計6か月間もエステを受けることができるんですよ」、「いつもこのような特別なキャンペーンはやってません」、「超ラッキーですね」などと、本件役務提供契約の締結について勧誘をし、消費者Bと本件役務提供契約を締結した。

Yは、消費者Bに対し、「エステを契約する方には、酵素ドリンクを買ってもらうことになります」、「エステを受けて痩せるためには、酵素ドリンクを飲んでもらう必要があります」、「初めてエステを受ける月には胃を小さくする必要があるので、1日2回飲むことを勧めています」、「エステを受けて

痩せるためには、飲んだ方が効果が出ますよ」などと、本件売買契約の締結について勧誘をし、実際には、本件売買契約が関連商品販売契約に該当することから、本件役務提供契約についてクーリング・オフ等をした場合には本件売買契約のクーリング・オフ等をすることができるにもかかわらず、消費者Bに対し、「酵素ドリンクの定期購入については、4回受け取ることが決まってますので、解約できませんよ」と、あたかも、本件売買契約はクーリング・オフ等をすることができないものであるかのように告げた。

消費者Bは、スリムビューティハウスの店舗において、本件役務提供契約を締結した日に、スリムビューティハウスのウェブサイト上において本件商品の申込みを行い、スリムビューティハウスと本件売買契約を締結した。

【事例3】特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為

令和7年3月中旬、スリムビューティハウスのXは、体験エステを受けるために来店した消費者Cに対し、「とてもお得なプランですよ」、「期間限定の特別なプランですよ」、「紹介できるのは今日だけです」などと、本件役務提供契約の締結について勧誘をし、消費者Cと本件役務提供契約を締結した。

Xは、消費者Cに対し、「食事の代わりに、酵素ドリンクを飲んでください」、「エステの契約には、酵素ドリンクの定期購入が条件になっています」及び「酵素ドリンクがセットになっているので、これを買わないと、エステの契約ができません」と、本件役務提供契約の締結について勧誘をした際、消費者Cが「プロテインのようなものが嫌いで飲まないんです」及び「そんなものは買いません」と本件売買契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、Xは、「これを買ってもらわないと、エステの契約はできないんですよ」と、引き続き、本件売買契約の締結について勧誘をした。

これに対し、消費者Cが「酵素ドリンクはいらないので、その条件は無にしてください」及び「嫌いだから飲めないって言ったじゃないですか」と、再度、本件売買契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、Xは、「それは無理です」、「このエステのプランは、酵素ドリンクとセットになっているから安くなっているので」、「酵素ドリンクは買ってもらわないと」及び「買わないと、エステを契約できませんよ」と、本件売買契約の締結について勧誘をした。

Xは、消費者Cに対し、実際には、本件売買契約が関連商品販売契約に該当することから、本件役務提供契約についてクーリング・オフ等をした場合には本件売買契約のクーリング・オフ等をすることができるにもかかわらず、「エンザイムはクーリング・オフができませんよ」及び「4回受け取るまで、解約できません」と、あたかも、本件売買契約はクーリング・オフ等を

することができないものであるかのように告げた。

消費者Cは、スリムビューティハウスの店舗において、本件役務提供契約を締結した日に、スリムビューティハウスのウェブサイト上において本件商品の申込みを行い、スリムビューティハウスと本件売買契約を締結した。

【事例4】特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為、特定継続的役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為

消費者Dは、体験エステを受けるため、スリムビューティハウスに申込みましたが、スリムビューティハウスと本件役務提供契約を締結する意思はなかった。

令和7年3月中旬、スリムビューティハウスのYは、体験エステを受けるために来店した消費者Dに対し、「このプランは、通常、3回の施術ですが、今なら同じ値段で6回も施術を受けることができるんですよ」と、「本当にお得なプランだから、今日お店に来てラッキーでしたね」と、本件役務提供契約の締結について勧誘をした後、「さっきも言いましたが、これはとってもお得なプランですよ」と、「このキャンペーンは、今日契約しないと適用されませんよ」と、本件役務提供契約の締結について勧誘をした。

さらに、Yは、消費者Dに対し、「今どこで悩んでいるのですか」、「何に悩んでいるのですか」、「まだ悩むことがありますか」及び「お得だから、今日逃すと、買う機会を逃しちゃいますよ」と、本件役務提供契約の締結について勧誘をするなど、本件役務提供契約の締結について執ように勧誘をし、消費者Dと本件役務提供契約を締結した。

Yは、消費者Dに対し、「エステを契約するためには、エンザイムを買ってもらう必要があります」、「エンザイムを購入せず、エステの契約をすることはできません」と、「エステを契約するためには、4回以上、エンザイムの定期購入が条件になります」と、本件売買契約の締結について勧誘をし、実際には、本件売買契約が関連商品販売契約に該当することから、本件役務提供契約についてクーリング・オフ等をした場合には本件売買契約のクーリング・オフ等をすることができるにもかかわらず、「クーリング・オフや途中での解約はできません」と、「この場で申し込んでくださいね」と、スリムビューティハウスのWが「通販の商品なので、4回購入するまで解約できません」と、あたかも、本件売買契約はクーリング・オフ等をすることのできないものであるかのように告げた。

消費者Dは、スリムビューティハウスの店舗において、本件役務提供契約を締結した日に、スリムビューティハウスのウェブサイト上において本件商品の申込みを行い、スリムビューティハウスと本件売買契約を締結した。

【事例 5】特定継続的役務提供契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為

消費者Eは、体験エステを受けるため、スリムビューティハウスに申込みましたが、スリムビューティハウスと本件役務提供契約を締結する意思はなかった。

令和7年3月下旬、スリムビューティハウスのVは、体験エステを受けるために来店した消費者Eに対し、「エステを受けると、こんなに違うんですよ」、「値段はこんな感じです」と「エステで身体を変えさせてください」と、本件役務提供契約の締結について勧誘をした際、消費者Eが「エステを契約するつもりはないです」と、本件役務提供契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、Vは、「そんなこと言わないでくださいよ」と「エステを受けながら、プロテインを飲めば、代謝が上がる所以、もっと痩せますよ」と、引き続き、本件役務提供契約の締結について勧誘をした。

これに対し、消費者Eが「エステは契約しませんし、別のプロテインを飲んでいるので、プロテインも要らないです」と、再度、本件役務提供契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、Vは、「痩身エステのコースには、プロテインが付いてくるんです」、「プロテインなしのコースはありません」、「骨盤を治したら、身体は変わってくるので」と「お腹周りもすっきりしますよ」と、本件役務提供契約の締結について勧誘をするなど、本件役務提供契約の締結について執ように勧誘をし、消費者Eと本件役務提供契約を締結した。

西坂才子に対する行政処分の概要

1 名宛人

西坂 才子（以下「西坂」という。）

2 処分の内容

西坂が、令和8年1月30日から令和8年4月29日までの間、以下の(1)から(3)までの事項の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

- (1) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第41条第1項に規定する特定継続的役務提供（以下「特定継続的役務提供」という。）に関する役務提供契約の締結について勧誘すること。
- (2) 特定継続的役務提供に関する役務提供契約の申込みを受けること。
- (3) 特定継続的役務提供に関する役務提供契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第47条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- (1) 別紙1のとおり、株式会社スリムビューティハウス（以下「スリムビューティハウス」という。）に対し、特定商取引法第47条第1項の規定に基づき、スリムビューティハウスが行う特定継続的役務提供に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- (2) 西坂は、スリムビューティハウスの代表取締役であり、かつ、スリムビューティハウスが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。